

「第329回 判例・事例研究会」

社債と利息制限法

日 時	令和2年3月4日
場 所	湊総合法律事務所 第1会議室
報 告 者	弁護士 野 村 奈 津 子

【判例】

事件の表示	事 件 名 不当利得返還請求事件 事 件 番 号 平成29年(ワ)第29875号 判 決 東京地方裁判所 令和元年6月13日
事 案	<p>株式会社Aは、第1回から第203回まで、社債の発行として募集をし（1回の募集あたり社債として引き受ける者は1名とされ、その金額及び利息の利率は各回ごとに異なっていた）、社債の発行により資金を受け入れていた（ほとんどのもので利息制限法所定の上限を超える利率が定められていた）。</p> <p>Y（被告）は、平成24年5月1日頃に1000万円を、平成25年3月21日頃に500万円を、それぞれAに支払って社債の割当てを受け、Aは、Yに対し、利息制限法所定の上限を超える約定金利でこれらの社債の利息を支払った。その後、Aは、平成28年4月13日、東京地方裁判所において破産手続開始の決定を受け、X（原告）が破産管財人に選任された。そこで、Xが、Yに対し、不当利得返還請求権に基づき、利息制限法所定の上限を超える利息相当額等の支払を求めて、訴えを提起した。</p>

<p>判 旨 (抜 粋)</p>	<p>請求棄却（控訴）。</p> <p>ア・・・社債の引受けを申し込んだ者は社債発行会社による割当てによって社債権者となる（会社法680条1号）、社債発行会社は、割当てを受ける者を定め、その者に割り当てる募集社債の金額及び金額ごとの数を定めることができ、割り当てる募集社債の金額ごとの数を申込者が引き受けようとする数よりも減少することができること（同法678条1項）、また、債務の成立に払込みを要しないこと（同法676条10号）、分割による払込みも認められること（同条12号、会社法施行規則162条1号）、額面未満の発行も認められること（同法676条9号）など、返還約束及び約定金額の金銭の授受をもって当該約定金額につき効力を生ずる金銭消費貸借契約（民法587条）とは法律上の規律を異にしている。</p> <p>さらに、社債権者は、社債権者集会の決議により、資本金の減少等に対する異議を述べることができる（会社法740条1項、449条等）など、社債権者には、会社法の規定により、単に会社に対して金銭債権を有する者とは異なる権限が付与されている。</p> <p>したがって、会社法の規定する社債は、金銭消費貸借契約による金銭債権とは法的性質を異にするものであると考えられる。</p> <p>イ また、利息制限法の趣旨は、金融の面における経済的弱者の保護にあると解されるところ、金銭消費貸借契約においては、債権者が債務者の窮状に乗じることにより、債務者にとって不本意な高利率になる可能性があり、経済的弱者である債務者を保護する必要があるといえる。しかし、債務者である社債発行会社が典型的に経済的弱者であるとは認められないこと、社債発行会社は、資金調達の実必要性や引受けの見込み等の諸般の事情を踏まえ、利率も含めて自ら社債の内容を設定することができること、社債に利息制限法が適用されるとすると、社債発行会社の自由な資金調達が阻害されるおそれがあり、また、一般消費者も含まれ得る社債権者の利益を犠牲にして、債務者である社債発行会社を保護することになることからすれば、社債に利息制限法を適用すべき事情があるということとはできない。</p> <p>ウ 以上によれば、会社法の規定する社債が、利息制限法1条に規定する『金銭を目的とする消費貸借』に当たるということはできず、会社法の規定する社債に利息制限法は適用されないというべきである。</p> <p>(以下略)</p>
------------------------	--

意 義	<p>本判決は、社債に対して利息制限法は適用されないとした初めての公刊物掲載裁判例として意義を有する。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
------------	---